

中部横断自動車道路の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について

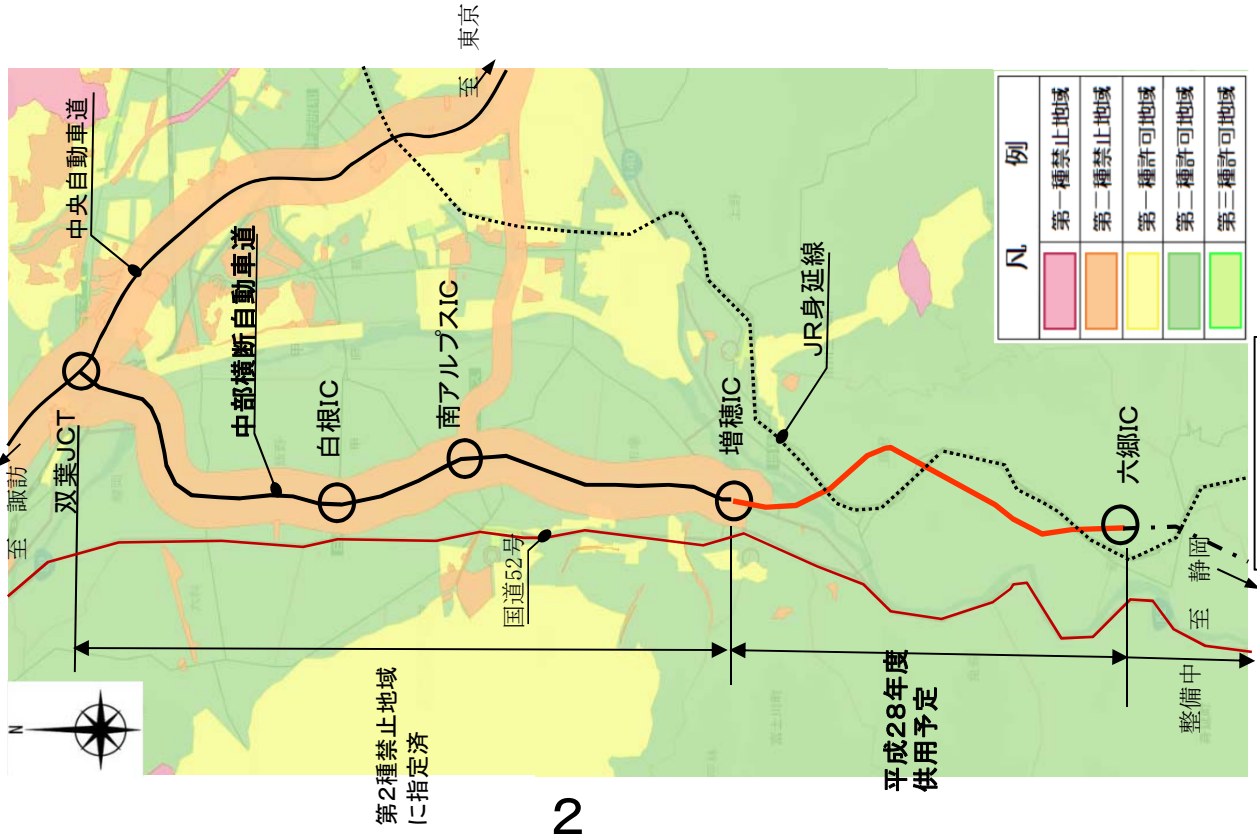
1 経緯

- 中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を經由して長野県小諸市に至る高速自動車道である。この整備により、太平洋などの臨海地域と山梨県との交流が促進し、産業や観光などの活性化に寄与するとともに、多くの交通量が見込まれる。
- 県内では、次のとおり順次供用開始されている。
 - ・平成 14 年 3 月 白根 I C～双葉 J C T 間
 - ・平成 16 年 3 月 南アルプス I C～白根 I C 間
 - ・平成 18 年 12 月 増穂 I C～南アルプス I C 間
- 自動車の安全な交通の確保と沿道景観の維持を図るため山梨県屋外広告物条例第六条第 1 項十二号の規定（道路等から展望できる範囲を禁止地域にする規定）に基づき、それぞれの供用開始時期と歩調をあわせ両側 500 m の範囲について、第 2 種禁止地域に指定
- 平成 28 年度に六郷 I C から増穂 I C 間が供用開始予定であるため、この区間についても同等の規制が必要

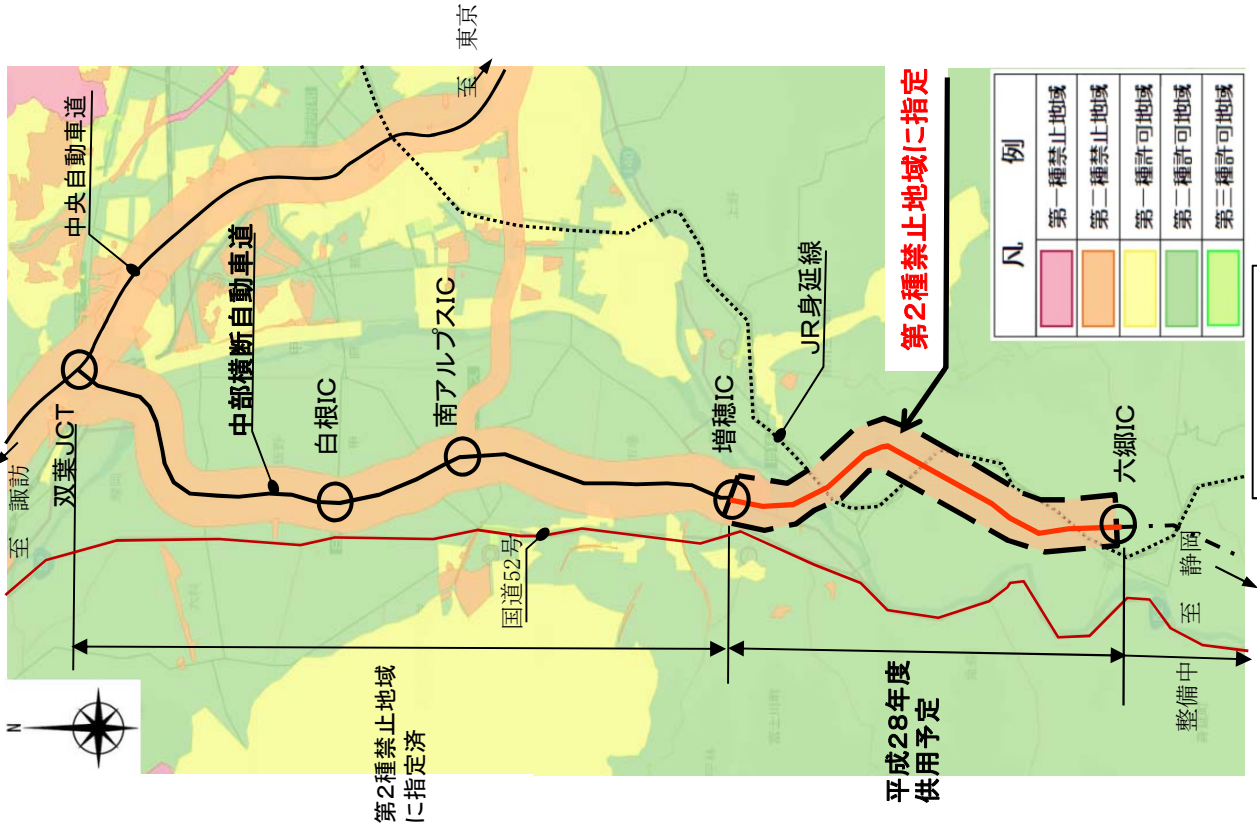
2 方針

- 平成 28 年度供用開始予定区間について、既往の指定と同様に第 2 種禁止地域に指定する。

中部横断自動車道の屋外広告規制地域



2



第2種禁止地域に指定

※ 参 考

【山梨県屋外広告物条例 一部抜粋】

(禁止地域)

第六条 次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

一～十一 略

十二 道路、鉄道、軌道及び索道の用地(以下「道路等の用地」という。)並びに道路等の用地の両側千メートル以内の地域のうち、道路等の用地から展望できる範囲の地域で、知事が指定するもの

十三～十四 略

2 禁止地域は、地域の特性、美観風致の維持の必要性等に応じ、規則で定めるところにより、第一種禁止地域又は第二種禁止地域に区分するものとする。

【山梨県屋外広告物条例施行規則 一部抜粋】

(禁止地域の区分)

第四条 条例第六条第二項の規則で定める禁止地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地域又は場所とする。

一 第一種禁止地域 次に掲げる地域又は場所

イ～ル 略

二 第二種禁止地域 次に掲げる地域又は場所(前号に掲げる地域又は場所を除く。)

イ～ホ 略

へ 条例第六条第一項第十二号に掲げる地域

ト 略

【山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定告示 一部抜粋】

一 禁止地域

(一) 条例第六条第一項第二号の規定により指定する地域は、同号の建造物のある敷地とする。

(二) 条例第六条第一項第八号の規定により指定する地域は、同号の建造物のある敷地とする。

(三) 条例第六条第一項第十二号の規定により指定する地域は、次のとおりとする。

1～11 略

12 高速自動車国道中部横断自動車道のうち南アルプス市在家塚字柳原五八四番五から甲斐市竜地字着物沢四八式参番までの区間の用地及びその用地の両側五百メートル以内の地域

13 高速自動車国道中部横断自動車道のうち南アルプス市十日市場字角力場一五九六番一二から同市在家塚字横堀一五三三番二までの区間の用地及びその用地の両側五百メートル以内の地域

14 高速自動車国道中部横断自動車道のうち南巨摩郡富士川町大柵字下川原七七八番から南アルプス市十五所字村前東二七六番三までの区間の用地及びその用地の両側五百メートル以内の地域

15～20 略